

インドネシア共和国中部ジャワ州セントラルジャワ石炭火力発電所プロジェクト
に関する異議申立に係る調査結果等報告書

2017年6月19日
株式会社 国際協力銀行
環境ガイドライン担当審査役
島田幸司 / 小林 寛

1. 本報告書の目的

本報告書は、環境社会配慮確認のための国際協力銀行（以下「JBIC」という。）ガイドラインに基づく異議申立手続要綱（以下「要綱」という。）V.5・第1項に基づき、JBICによるインドネシア共和国中部ジャワ州セントラルジャワ石炭火力発電所プロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）に係る環境社会配慮確認が、環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン（2012年4月）（以下「ガイドライン」という。）に沿って行われたかどうかについての調査結果及び当事者間の対話の進捗状況について報告するものである。

2. 本プロジェクトの概要

異議申立対象のプロジェクトは、電源開発株式会社（出資比率34%）、伊藤忠商事株式会社（同32%）及びインドネシア共和国法人 PT Adaro Energy（同34%）が出資するインドネシア共和国法人 PT Bhimasena Power Indonesia が、同国中部ジャワ州バタン県において、出力計2,000MW（1,000MW×2基）の超々臨界圧石炭火力発電所を建設・所有・操業するもので、2020年に運転開始予定で、商業運転開始から25年に亘り同国電力公社たる PT Perusahaan Listrik Negara (Persero)（以下「PLN」という。）に対し売電するプロジェクトである。なお、本プロジェクトは、同国におけるインフラ整備の加速を目的とする、PPP（Public Private Partnership：官民連携）方式での第1号となる発電プロジェクトである。

JBICは、2016年6月に2,052,917千米ドルの融資を決定するとともに、協調融資を行う金融機関に対し保証（JBIC保証承諾額1,368,612千米ドル）を決定している。

発電所で設置される主要な設備は、発電設備、管理棟、変電設備、揚炭設備、貯炭場、灰処分場、取水設備、排水設備等である。なお、本プロジェクトの一部として、既存の送電系統（500kV）に連結する架空送電線（以下「送電線」という。）及び変電所/開閉所（以下「変電所」という。）が新設される。

本プロジェクトサイトが占める面積は、発電所予定地で2.26km²、送電線架設予定地で0.76km²（鉄塔+送電線）、変電所予定地で0.19km²となる。発電所予定地の従前の土地利用状況について、東側の平地部は、水田やジャスミン畑といった農地利用がなされていた。西側の丘陵部は、未利用地と林地が混在していた。なお、発電所予定地に居住用の家屋は存在していない（住民の居住地移転は発生しない）。最寄りの居住区は、発電所予定地から南に約0.3km離れたウジュンネゴロ村の集落である。送電線架設予定地及び変電所予定地における従前の土地利用状況は、主に水田、プランテーション等の農地利用がなされていた。

本プロジェクトサイトの選定にあたっては、当時の土地利用状況等に鑑み10か所の候補地の中から、（イ）2011年～2013年に同県空間計画において戦略的商業・工業地として指定されたエリア、（ロ）既存の送電線との連結が可能なエリア、（ハ）居住者の物理的移転を回避し経済的移転が限定的なエリア、（ニ）土木工事や埋立等の土地改変影響が最小化されるエリア等の理由によりサイト予定地が特定された。

本プロジェクトは、燃料としてインドネシア共和国で産出される石炭を使用する計画である。年間約730万トンの石炭を使用する予定であり、使用を予定している石炭性状（炭

素分 47%)に鑑み、温室効果ガスの発生量(事業実施主体推計値)は、年間 12,578,000 トン(CO₂換算)となる。

3. 異議申立の経緯及び概要

(1) 異議申立の経緯

本プロジェクトに関し、2016年12月5日、現地住民等がJBICジャカルタ駐在員事務所に来訪し、当審査役宛異議申立書を提出した(申立書記載日も、申立書受理日も同日付)。当審査役は、異議申立書の内容について疑問が発生したことから確認のために、同年12月27日、当審査役の質問を記載した書簡を申立人らに送付し、翌年2月4日付の回答書を同年2月26日に受領した。回答書の内容を検討した結果、当審査役は、同年3月27日付にて、本プロジェクトに対する本異議申立てについて手続を開始すると判断を行った。

当審査役は、手続開始の判断の後、2017年5月2日から3日にかけて、本プロジェクトの現地において各当事者に対する個別ヒアリングを含む調査や各当事者間の対話の促進を行った。

(2) 異議申立の概要

異議申立の概要は以下のとおりである。

国名：インドネシア共和国

所在都市：中部ジャワ州バタン県

プロジェクト名称：中部ジャワ州セントラルジャワ石炭火力発電所プロジェクト

主張されている被害：大きく5点に分けられる。すなわち、A)現地法制に基づく手続の不透明性、B)不十分な地域住民への説明、C)生計手段の喪失、D)現地住民への人権侵害、E)発電所による将来的な環境影響、の5分類である。

指摘されているガイドライン不遵守：申立人らによる主張は以下11のガイドライン該当条項における、19のパラグラフに及ぶものである。申立人の主張を本報告書本文において逐次摘示することはしないが、別表において申立事項の分類とガイドライン該当条項との関係を示してこれを引用したものとする。

- 1) 第1部3.(2)本行による環境社会配慮確認
- 2) 第1部3.(4)環境社会配慮の適切性を確認するための基準
- 3) 第1部4.(3)カテゴリー別の環境レビュー
- 4) 第1部5.(1)基本的考え方
- 5) 第1部6.意思決定、融資契約等への反映
- 6) 第2部1.対象プロジェクトに求められる環境社会配慮(基本的事項)
- 7) 第2部1.対象プロジェクトに求められる環境社会配慮(対策の検討)
- 8) 第2部1.対象プロジェクトに求められる環境社会配慮(検討する影響のスコープ)
- 9) 第2部1.対象プロジェクトに求められる環境社会配慮(法令、基準、計画等との整合)
- 10) 第2部1.対象プロジェクトに求められる環境社会配慮(社会的合意及び社会影響)
- 11) 第2部1.対象プロジェクトに求められる環境社会配慮(非自発的住民移転)

4. 予備調査の結果（検討結果を添付）

要綱V.2に定める予備調査の結果は別添のとおりであり、当審査役は予備調査の結果、本異議申立手続を開始する旨の判断を行った。ただし、要綱V.3.第三パラグラフに定められるとおり、異議申立事由につき、プロジェクト実施国で処理済みの訴訟等紛争処理手続と争点が実質的に同一であると当審査役が認める場合には、その一部を却下する旨を申立人らに対し書面にて通知した。

5. 事実関係調査の結果・対話促進

(1) ガイドライン遵守・不遵守調査のための JBIC 投融資担当部署へのヒアリングの記録

ヒアリングの日時：2017年4月10日、2017年4月17日

ヒアリングの内容：ガイドライン不遵守に関する申立人らの主張とこれに対する JBIC の主張の整理、本プロジェクトに対して JBIC として実施している環境社会配慮確認内容並びにガイドライン及び要綱の規定に関する確認を行った。

なお、上記のヒアリングにおいて当審査役は、JBIC 投融資担当部署による現地実査実施状況及び NGO 面談実施状況につき、以下のとおり確認した。

年月日	場所	実査 / 面談等	実施内容
2013年 7月23日 ~26日	ジャカルタ、スラババ	現地実査	プロジェクトサイト（建設予定地）の踏査、事業実施主体、中部ジャワ州環境局、本プロジェクトに係る環境影響評価委員会委員長との面談等。
2013年 11月22日	東京	NGO 面談	FOE Japan（本件異議申立人代理人、以下同）ほか本邦 NGO と質疑応答。本プロジェクトにて実施される環境社会影響緩和策、石炭火力案件全般に対する融資方針等の確認。
2014年 2月3日	東京	NGO 面談	FOE Japan ほか本邦 NGO 及び米国 NGO と質疑応答。本プロジェクトへの融資検討停止申入れ、石炭火力案件全般に対する融資方針等の確認。
2014年 9月10日	東京	NGO 面談	国会議員、現地住民、現地弁護士、現地 NGO、FOE Japan ほか本邦 NGO、財務省と質疑応答。用地取得手続、環境影響評価手続の透明性、人権侵害等に係る JBIC 見解等の確認。
2014年 11月28日	東京	NGO 面談	FOE Japan ほか本邦 NGO と質疑応答。生計回復計画の策定状況、土地収用法の適用妥当性に係る JBIC 見解等の確認。
2015年 3月20日	東京	NGO 面談	FOE Japan ほか本邦 NGO と質疑応答。土地収用法の適用妥当性に係る JBIC 見解及び想定されるスケジュールの確認、現地実査の実施方針、石炭火力案件全般に対する融資方針等の確認。
2015年 5月18日 ~20日	ジャカルタ、スラババ	現地実査	プロジェクトサイト（建設予定地）の踏査、事業実施主体、現地住民代表者（村長）、インドネシア共和国環境森林省、中部ジャワ州環境局、バタン県知事・環境局、PLN との面談等。
2015年 5月28日	東京	NGO 面談	FOE Japan ほか本邦 NGO と質疑応答。整地作業の状況（灌漑水路の保管理状況等）、2015年5月18日~20日実施の現地実査結果等の確認。

2015年 7月29日	東京	意見表明書 提出 (NGO 同席)	国会議員、議員秘書、現地 NGO、FOE Japan ほか本邦 NGO 同席のもと、現地住民よりガイドライン及び OECD 多国籍企業行動指針に基づく申立書を受領 (JBIC の異議申立手続は融資契約調印後の案件が対象となるため、正式な異議申立手続外であるとし、提出書面は「意見表明書」として受領)。なお、同意見表明書を受け当時の審査役は、投融資担当部署に移送。
2015年 9月28日 ~30日	ジャカルタ、 スマタラ、パ タ	現地実査	プロジェクトサイト (建設予定地) プロジェクトサイト周辺、代替農地造成予定地、生計手段支援現場への踏査、事業実施主体、現地住民代表者 (村長) インドネシア共和国環境森林省、中部ジャワ州環境局・土地局、バタン県副知事・助役・検察・警察・環境局、異議申立者、異議申立者以外の住民 (漁民、農民等) 国家人権委員会との面談等。
2015年 11月12日	東京	NGO 面談	FOE Japan ほか本邦 NGO と質疑応答。国家人権委員会勧告及び意見表明書に係る JBIC 見解、整地作業の状況 (灌漑水路の保全管理状況等) 2015年9月28日~30日実施の現地実査結果等の確認。
2015年 12月14日	ジャカルタ	現地実査 (面談のみ)	国家人権委員会との面談。
2016年 3月1日~3日	ジャカルタ、 スマタラ、パ タ	現地実査	プロジェクトサイト (建設予定地) プロジェクトサイト周辺、代替農地造成予定地、生計手段支援現場への踏査、事業実施主体、インドネシア共和国経済調整省、現地住民代表者 (村長) バタン県副知事・助役、異議申立者との面談等。
2016年 5月23日	東京	NGO 面談	FOE Japan ほか本邦 NGO と質疑応答。本プロジェクトへの融資検討停止申入れ、融資期限、生計手段の喪失に対する配慮に係る JBIC の見解等の確認。
2016年 6月13日	東京	NGO 面談	FOE Japan ほか本邦 NGO、財務省と質疑応答。環境社会配慮確認結果、モニタリング方針等の確認。
2016年 7月12日	東京	NGO 面談	FOE Japan ほか本邦 NGO、財務省と質疑応答。モニタリング実施体制、コンサルタント起用法・モニタリングの進め方等の確認。
2016年 11月24日	東京	NGO 面談	FOE Japan ほか本邦 NGO、財務省と質疑応答。モニタリング実査スケジュール、住民との協議等の確認、現地住民による本件異議申立書の提出予告。
2016年 12月5日	ジャカルタ	異議申立書 提出 (NGO 同席)	現地 NGO 及び FOE Japan、現地住民による異議申立書の提出 (JBIC ジャカルタ事務所経由で受領)。
2016年 12月13日 ~15日	ジャカルタ、 スマタラ、パ タ	現地実査 (融資承諾後のモニタリング実査)	プロジェクトサイト (建設予定地) プロジェクトサイト周辺、代替農地造成予定地、生計手段支援現場への踏査、事業実施主体、現地住民代表者 (村長) インドネシア共和国経済調整省、同環境森林省、バタン県副知事・助役、異議申立者、異議申立者以外の住民 (漁民、農民等) 国家人権委員会との面談等。

(2) ガイドライン遵守・不遵守にかかる事実の調査結果

重大な具体的被害及び将来発生すると考えられる被害について

申立事項は 3.(2) に示すとおり多岐に及ぶうえ、申立内容が重複している箇所も多いことから、当審査役にてそれらを以下のように分類し整理した。すなわち、A) 現地法制に基づく手続の不透明性、B) 不十分な現地住民への説明、C) 生計手段の喪失、D) 現地住民への人権侵害、E) 発電所による将来的な環境影響、の 5 分類である。このように分類された申立事項とガイドライン条項との対応関係を別表に示す。

ガイドラインの遵守・不遵守にかかる事実について

当審査役は、JBIC の行った環境社会配慮確認がガイドラインを遵守しているかどうかについて、本調査を行った。その結果を以下に示す（詳細な確認結果は別表を参照）。

A) 現地法制に基づく手続の不透明性に関するもの

- a) 空間計画及び立地許可がガイドラインに違反しているとの申立(別表 p.2 A)(4)については、中部ジャワ州空間計画 2010 年 No.6 及び発電所の立地に関する設置許可に関する行政訴訟（取消訴訟）が提起されたが、前者については 2013 年 8 月に最高裁判所が訴えを斥け、後者については 2013 年 10 月にスラバヤ行政高等裁判所が許可は適法であったとのを最終的な判決を下したことを JBIC は確認している。従って、本件に関連する申立は、要綱 V.3.の規定に基づき却下する。
- b) 環境影響評価(AMDAL)がガイドラインに違反しているとの申立(別表 p.1-3 A)(2), B)(1)については、環境影響評価報告書の内容は適切であり、また AMDAL 制度に基づく手続は適切に行われたとの見解を、同制度を所掌するインドネシア共和国環境森林省より JBIC は確認している（環境影響評価報告書の承認主体は中部ジャワ州環境局である）。また、環境影響評価手続及び環境許認可の違法性（土地所有者や被影響コミュニティへの説明・協議がなかった）に関する訴訟が提起されたが、2014 年 6 月にスマラン行政裁判所において棄却されたことを JBIC は確認している。従って、本件に関連する申立は、要綱 V.3.の規定に基づき却下する。
- c) 発電所用地に近接する海洋保護区設定(Law No.26/2008)がガイドラインに違反しているとの申立(別表 p.1 A)(3)については、海洋漁業大臣令(No. KEP.29/MEN/2012)及びバタン県知事令(No.523/194/2012)が不適切であるとして反対派住民によって訴訟が提起されたが、2013 年 6 月にスラバヤ行政高等裁判所において棄却されたことを JBIC は確認している。従って、本件に関連する申立は、要綱 V.3.の規定に基づき却下する。
- d) 発電所建設に関わる土地収用がガイドラインに違反しているとの申立(別表 p.2 A)(5)については、インドネシア共和国土地収用法(Law No.2/2012)の適用に係る違法性に関する訴訟が 2015 年 8 月に提起されたが、2016 年 2 月に最高裁判所において棄却となり、同法適用の適法性が示されたことを JBIC は確認している。従って、本件に関連する申立は、要綱 V.3.の規定に基づき却下する。

B) 不十分な地域住民への説明（情報公開）に関するもの

- a) 地域住民への事前説明や情報公開がガイドラインに違反しているとの申立(別表 p.2-3 B)については、事業実施主体が AMDAL 制度に基づき、被影響住民全員を対象に住民説明会を開催してきたことを JBIC は確認している。また、事業実施主

体が2011年10月のPower Purchase Agreement (PPA)の締結以降、被影響住民に対して、事業概要及び環境社会配慮策の説明を速やかに実施しているとの見解を、JBICはインドネシア共和国環境森林省より確認している。したがって、この点について本環境ガイドラインの不遵守は認められなかった。

- b) 土地占有手続やそれに関連した地域住民への説明がガイドラインに違反しているとの申立(別表 p.3-4 C)(1)(2))については、AMDAL 許認可以降、段階的に整地作業及び土地の占有作業が進められてきたが、事業実施主体が地元住民代表者に事前通知を行い、役場掲示板に当該情報を掲示することで、適時・適切に情報提供を行っているとの見解を、JBICは地元住民代表者より確認している。したがって、この点についてガイドラインの不遵守は認められなかった。

C) 生計手段の喪失に関するもの

- a) 生計手段たる農地の買収がガイドラインに違反しているとの申立(別表 p.3-4 C)(1)(2))については、事業実施主体が、発電所用地に位置する地権者に土地売却による経済的損失が発生することがないように、再取得価額に基づく土地価額に加え、土地再取得までの期間に係る収入補償及び土地再取得に係る諸費用を勘案した土地買取額(一律の単価)を設定し交渉・合意を行ってきたことを、JBICは事業実施主体、バタン県、中部ジャワ州より確認している。したがって、この点についてガイドラインの不遵守は認められなかった。
- b) 農民及び漁民に対する生計回復措置がガイドラインに違反しているとの申立(別表 p.5-6 C)(3))については、JBICは、事業実施主体が、小作農等及び漁民に対して、これら被影響住民の生計への影響をそれぞれ精査した上で、生計回復方針を定めていることを事業実施主体作成の生計回復計画により確認している。また、JBICは、これらの生計回復策は、被影響住民及びバタン県政府との協議を経て、情報公開済であることから透明性が十分に確保されていることも確認している。さらに、これらの生計回復策は、インドネシア共和国の既往案件と比較しても十分なものであるとの見解を、JBICはインドネシア共和国環境森林省より確認している。したがって、この点についてガイドラインの不遵守は認められなかった。
- c) なお、上記対応は、本プロジェクトに適用すべき国際金融公社のパフォーマンススタンダードに適合するものとなっていることもJBICは確認している。

D) 現地住民への人権侵害に関するもの

- a) 公聴会・説明会や土地買収のプロセスで現地住民に対する人権侵害があり、ガイドラインに違反しているとの申立(別表 p.6-7 D))については、住民説明会及び用地取得交渉時における軍・警察の帯同は、2013年1月の経済調整大臣令にて、本プロジェクトの用地取得手続におけるセキュリティ確保のために司法庁・国家警察・州警察・州軍の関与が取り決められたことによるものである、との説明が同州知事により国家人権委員会に対して行われたことを、JBICは事業実施主体より確認している。
- b) また、警察は、司法当局の判断に基づく活動を行っており、住民に対して不当逮捕を行ったことはなく、事業に対して適切に関与してきたとの見解を、JBICは同県検察局より確認している。

- c) さらに、軍による発電所建屋建設予定地の整地作業への関与については、事業実施主体は、2015年2月の同州政府及び同県政府との協議の結果、国軍法における「非軍事役務での地方政府支援」として、軍傘下の土木作業協同組合に整地作業を依頼しており、当該協同組合の整地作業従事は適法との見解を、JBICは現地法律事務所より得ている。
- d) 人権侵害に関しては、インドネシア共和国政府（経済調整省）から、今後も同国政府が事業実施主体とともに問題なきよう十分な支援を行うとの考えをJBICは確認している。
- e) インドネシア共和国・国家人権委員会も、同国政府との協議において、被影響住民にかかる国家人権委員会の懸念に対応する措置が今後順次進められていくことを以て、本プロジェクトの実施を支持するとの結論（2016年3月）に至っていることをJBICは確認している。

以上 a)～e)から、この点についてもガイドラインの不遵守は認められなかった。

ただ、申立人の主張するようなこと（別表 p.7 参照）があるとすれば、それは社会的に憂慮すべき事態であり、ガイドライン中の「社会的合意及び社会影響」に関連して、今後本プロジェクトを遂行するに当たって発生が回避されるべき課題であることは指摘できる。

- f) なお、本プロジェクトの公聴会や説明会のプロセス等を通じて申立人の一部が逮捕、拘留された事件については、2013年11月12日バタン地裁判決にて有罪が確定していることをJBICは確認している。従って、本件に関連する申立は、要綱 V.3.の規定に基づき却下する。

E) 将来的な環境影響に関するもの

発電所による環境影響予測結果がガイドラインに違反しているとの申立(別表 p.7-8 E))については、発電所設置に関わり発生することが予測される大気・水に対する環境負荷はインドネシア共和国基準及び国際基準を満たしていること、また冷却水の取排水上の環境配慮も十分であることをJBICは確認している。従って、この点についてガイドラインの不遵守は認められなかった。

F) 小括

以上のとおり、JBICは、本プロジェクトについて、ガイドラインに従って、インドネシア共和国の主権を尊重しながら、適切に環境社会配慮確認を行っていることが認められ、当該規定の不遵守は認められなかった。なお、JBICは、第三者から指摘がなされた場合には、その都度、事業実施主体に当該指摘を伝達しつつ状況確認を行っており、また関係諸機関に対する状況確認も実施してきた。

ガイドライン遵守・不遵守にかかる事実と具体的被害の因果関係

ガイドライン不遵守は認められなかったため、環境ガイドライン遵守・不遵守にかかる事実と具体的被害の因果関係は問題にはならない。

最終結果

以上のとおり、本調査の結果、本プロジェクトについてJBICのガイドライン不遵守は認められなかった。また、事業実施主体・政府機関は、土地所有者に対する適正な価格での土地買収に加えて、小作農等に対する代替農地の無償提供や就業・自立支

援や CSR 等のプログラムを高いレベルで実施し、被影響地域の大多数の住民が裨益していることを確認した。

一方、申立人を含む一部住民らと事業実施主体・政府機関の間で土地所有権や漁場環境に関して社会的合意が完全に得られているとはいえないことも事実であり、インドネシア共和国の関連政府機関との連携も図りながら、引き続き当事者間の協議・対話の促進が継続的に実施されることを当審査役は期待するものである。また、申立人の人権侵害に関する主張については、申立人が提出した証拠資料中の写真や報道機関のニュース映像によると、デモ活動における衝突の際に複数名が負傷したとされている。もしこのようなことが発生したとすればそれは社会的にみて望ましい事象であるとは言えないため、事業実施主体が今後本プロジェクトを遂行していく際には、関連政府機関との連携を図りながら、社会的な合意が得られるよう引き続き十分な調整が図られることを当審査役は期待する。

6. 対話の促進に関する当事者の合意状況及び当事者間で行われた対話の記録

(1) 申立人らと事業実施主体等との対話

申立人らと事業実施主体との対話

- ・対話の日時：2014年9月
- ・対話の場所：日本国東京都
- ・対話の内容：申立人らが来日の際、日本側出資者との面談設定を試みたが、成立しなかった。
- ・当事者間で合意が成立した場合の合意内容：対話不成立

申立人らと事業実施主体との対話

- ・対話の日時：2015年7月
- ・対話の場所：日本国東京都
- ・対話の内容：申立人らが来日の際、日本側出資者との面談を設定し、本プロジェクトに対する懸念事項などを伝達した。
- ・当事者間で合意が成立した場合の合意内容：合意不成立

申立人と PLN との対話

- ・対話の日時：2015年3月
- ・対話の場所：インドネシア共和国中部ジャワ州バタン県
- ・対話の内容：PLN 総裁が申立人宅を訪問し、事業地内の土地売却を要請した。
- ・当事者間で合意が成立した場合の合意内容：合意不成立（申立人は土地売却を拒否）

当審査役の仲介による申立人らと事業実施主体との対話促進会合

- ・対話の日時：2017年5月3日
- ・対話の場所：インドネシア共和国中部ジャワ州バタン県
- ・対話の内容：申立人から、本プロジェクトが民間ベースであるとの認識のもと、事業地内の土地所有権の確認や事業実施主体による買取り、事業地内への立入りや農耕・収穫の確保、事業実施主体の活動に起因する漁船・漁網被害への補償などの要求がなされた。事業実施主体から、本プロジェクトは PPP 方式による政府ベースであり、事業実施主体は所有者（国）から土地を借り受けていること、土地収用法に基づく所有権移転の適法性は最高裁判決で確定済みで、事業実施主体は土地の買取

りをできないこと(国による土地収用に係る補償金は裁判所に供託済み) 漁船・漁網被害に関する事実関係の調査を行う用意があること、CSR 活動等地域支援を積極展開する意向であることなどが回答された。当審査役からは、本会合を契機として、当事者間の対話の継続・深化を促した。

- ・当事者間で合意が成立した場合の合意内容：合意不成立

(2) 当審査役が行った当事者に対するヒアリング

事業実施主体に対する個別ヒアリング

- ・ヒアリングの日時：2017年5月2日
- ・ヒアリングの場所：インドネシア共和国中部ジャワ州バタン県
- ・ヒアリングの内容：事業実施主体から、本件工事がほぼ計画どおり進捗していること、総勢8名のCSRスタッフ等で周辺地域を毎日巡回し、理解促進や生活水準の向上のためCSR活動等を行っていること、土地収用法適用の適法性に係る最高裁判決確定後、2016年3月から事業地フェンス設置を開始したが、占有時に栽培されていた農作物の収穫期(2016年6月)まで整地作業を控え、作物収穫代行や農民への提供を行ったこと、小作農等には代替農地の提供に加え、金銭補償を21ヶ月にわたり提供したこと、漁民には工事説明会に加え、人工漁礁設置や船舶機器メンテナンス設備支援等を行い、理解促進や漁獲量維持・増加に努めていること、反対派住民のデモが行われる際はデモ主催者が警察へ事前届出し警察が警備手配すること、警備員の適正人数は警察が算定しデモ当日に現地派遣(必要に応じ軍からも)すること、事業実施主体も警察と連携し自社警備員を現地派遣する場合があること等が説明された。

申立人らに対する個別ヒアリング

- ・ヒアリングの日時：2017年5月2日
- ・ヒアリングの場所：インドネシア共和国中部ジャワ州バタン県
- ・ヒアリングの内容：冒頭に申立人から、事業地内の旧所有地への立入り踏査を強く要求され、当審査役として、安全上の理由などから事業実施主体が受入れ困難の旨を繰り返し説明したところ、申立人らは納得せず突如途中退場したため、申立人ら意見の直接聴取という所期の目的が達せられないまま終了した。(なお、かかる経緯を踏まえ、当審査役は事業実施主体に対し、あらためて事業地内立入り踏査可否につき検討を要請したところ、一定条件を付す前提で申立人らの事業地内立入りを認め得る旨回答を得たものの、当該条件に申立人らが同意せず、結果的に事業地内立入り踏査は実現しなかった。)

7. 環境ガイドライン担当審査役の判断の根拠となった主な資料のリスト

- ANDAL Pembangunan PLTU Jawa Tengah 2x1000 MW di Kecamatan Kandeman dan Kecamatan Tulis Kabupaten Batang Provinsi Jawa Tengah
- RKL Dan RPL Pembangunan PLTU Jawa Tengah 2x1000 MW di Kecamatan Kandeman dan Kecamatan Tulis Kabupaten Batang Provinsi Jawa Tengah
- Stakeholder Engagement Plan for Central Java Coal-Fired Power Plant (May 20, 2016)

- Livelihood Restoration Plan for Central Java Coal-Fired Power Plant (May 20, 2016)
- Objection Regarding the Central Java Coal-fired Power Plant Project in Indonesia (December 5, 2016)
- Answers to Inquiries with respect to Central Java Coal-fired Power Plant Project in Indonesia (February 4, 2017) (Attached Photocopies of Demonstration Activities and a Copy of Document called a Threatening Letter by the Requesters)
- USB Memory Including Video Files Provided by the Requesters
- Central Java Coal-Fired Power Project Provided by PT. BPI (2017)
- 2017 BHIMASENA POWER Corporate Social Responsibility Program
- Legal Analysis on the Utilization of Indonesia National Armed Forces to Provide Land Clearing Service to PT Bhimasena Power Indonesia for Central Java Coal Fired Steam Power Plant Project (June 24, 2015)
- IFC Performance Standard 1 Assessment and Management of Environmental and Social Risks and Impacts (January 1, 2012)
- IFC Performance Standard 5 Land Acquisition and Involuntary Resettlement (January 1, 2012)
- IFC Guidance Note 4 Community Health, Safety and Security (January 1, 2012)
- Environmental and Social Impact Assessment, Central Java Coal-fired Power Plant Project (May 2016)
- 当審査役による質問事項に対する JBIC 投融資担当部署からの回答書
- 当審査役による質問事項に対する事業実施主体からの回答書 (2017 年 4 月 27 日)
- 国家人権委員会書面内容及び本行確認内容と題する書面
- ニセントラルジャワ石炭火力発電案件に対するニ国家人権委員会 (KH) 勧告内容及び環境審査室確認状況 (2015 年 12 月 8 日)
- インドネシア共和国 / セントラル・ジャワ石炭火力発電 環境社会配慮確認に係る出張報告 (第 5 回現地実査) (2016 年 12 月 30 日)
- インドネシア共和国 / セントラルジャワ石炭火力発電プロジェクト向け融資の環境審査における見解 (2016 年 6 月)

検 討 結 果

1. 申立書の形式要件

全ての項目につき日本語、英語または申立人所在国公用語で記載あり。	
記載が十分でない項目あり。 (記載が十分でない項目名：)	

2. 手続開始要件

(1) 申立人の要件

異議申立はプロジェクト所在国の2人以上の住民によりなされている。	
異議申立が上記要件を満たさない。	
本人により異議申立が行われていることが確認できない。	

(2) 対象プロジェクト

申立書から対象プロジェクトを特定した結果、当行の投融資案件であることが確認されている。	
申立書から対象プロジェクトを特定した結果、当行の投融資案件でないことが確認されている。	
申立書から対象プロジェクトを特定できない。	

(3) 期間

融資契約調印後、貸出が終了するまでの期間に異議申立がなされている。	
異議申立受付期間以前に異議申立がなされており、投融資担当部署に移送することが適当。	
貸出終了後に異議申立がなされており、当行のモニタリングに関するガイドライン不遵守が指摘されている。	
貸出終了後に異議申立がなされているが、当行のモニタリングに関するガイドライン不遵守の指摘がない。	

(4) 申立人に対して生じた具体的被害または将来重大な被害が発生することの相当程度の蓋然性

申立人に対する直接的で重大な被害または将来重大な被害が発生する相当程度の蓋然性について記載あり。	
申立人に対する直接的で重大な被害または将来重大な被害が発生する相当程度の蓋然性についての記載がない。	

(5) 申立人が考えるガイドライン不遵守の条項および不遵守の事実

不遵守の条項および事実について相当程度合理性が認められる記載がなされている。	
不遵守の条項および事実についての記載に相当程度の合理性が認められない。	

備考：インドネシア共和国における訴訟・行政手続、その他の紛争処理手続により処理済の本プロジェクトに係る紛争につき、当審査役が当該紛争処理手続と本申立手続での争点を実質的に同一であると認める場合には、要綱 V.3 第三パラグラフの規定に基づき、当審査役は本申立の一部を却下する。

(6) ガイドライン不遵守と具体的被害の因果関係

因果関係に関する記述は相当程度合理的である。	
因果関係に関する記述につき相当程度の合理性が認められない。	

(7) プロジェクト実施主体との協議の事実

申立人はプロジェクト実施主体に対話に向けた努力を行っている。	
申立人にはプロジェクト実施主体との対話に向けた努力を行うことができないやむを得ない事情がある。	
申立人はプロジェクト実施主体に十分な対話の呼びかけを行っていないため、まず、申立人は対話の呼びかけを行うべきである。	

備考：異議申立人の代理人が事業実施主体との対話を行った。

(8) 当行との協議の事実

申立人は当行投融資担当部署と協議を行っている。	
申立人は当行投融資担当部署に十分な対話の呼びかけを行っていないため、まず、申立人は協議の申入れを行うべきである。	

備考：異議申立人の代理人が当行との連絡を行った。

(9) 濫用の防止

濫用目的で異議が申し立てられているという懸念はない。	
濫用目的で異議申立が行われている懸念があり、手続開始は適当でない。	
申立書に重大な虚偽記載が認められる。	

(濫用目的と思われる根拠・虚偽記載事項を記述：)

以上

別表 申立人によるガイドライン不遵守申立事項の分類・対応条項と調査結果の対応

申立事項の分類	調査結果（JBICによる確認内容等）	申立書 P.17～32 記載のガイドライン不遵守条項【ページ数】は申立書の記載箇所	左記ガイドライン不遵守条項の具体的記述内容
<p>A) 現地法制に基づく手続の不透明性 (1) サイト選定、配置・設置計画</p> <p>(2) 環境社会影響の最小化・軽減措置</p> <p>(3) 保護海域</p>	<p>・本プロジェクトサイトの選定にあたっては、当時の土地利用状況等に鑑み 10 か所の候補地の中から、(イ)2011年-2013年同県空間計画において戦略的商業・工業地として指定されたエリア、(ロ)既存の送電線との連結が可能なエリア、(ハ)居住者の物理的移転を回避し経済的移転が限定的なエリア、(ニ)土木工事や埋立等の土地改変影響が最小化されるエリア等の理由により本プロジェクトサイトが特定された。</p> <p>・事業実施主体は、2011年10月の長期買電契約締結直後、速やかに本プロジェクトの環境影響評価書（ANDAL）の作成にかかり、環境影響評価委員会及び公聴会等において、被影響住民との対話を通じ環境社会影響の代替案（そもそもプロジェクトを実施しないというゼロオプション含め、施設レイアウトの複数代替案について環境社会影響の視点から対話・協議により適切な意思決定を実施）や緩和策（環境影響を最小化するための環境配慮技術導入の適切性・妥当性）を検討し、ANDAL及びプロジェクト計画に反映してきたことを事業実施主体に確認している。</p> <p>・事業実施主体は、環境社会影響の回避については以下のとおり検討している。</p> <p>イ) 海上構造物の設置における近隣サンゴ生息域の回避</p> <p>ロ) 開発計画当初は外部に資材置き場を計画していたが土地改変影響を回避するためプロジェクト建設予定地内部に資材置き場を変更</p> <p>ハ) プロジェクトサイト近郊の土砂採取（地形改変）を回避するためプロジェクトサイト内の崖地土砂を利用</p> <p>・上記の対策では回避し難い環境社会影響の最小化・軽減措置のために、(イ)先進的な環境技術の導入による周辺環境影響の最小化により現地環境基準及び国際環境基準の遵守、(ロ)マングローブの植林等沿岸生態系の影響軽減、(ハ)周辺海域への漁獲量影響の最小化のため漁礁設置、(ニ)農業者の生計手段喪失影響を最小化するため、代替農地の提供による農業の継続支援、(ホ)金銭補償による生計手段喪失の影響軽減、(ヘ)自立支援プログラム（マイクロファイナンスによる融資、技術支援教育プログラム等）による生計手段喪失の影響軽減の実施等がなされてきたことを事業実施主体に確認している。</p> <p>・事業実施主体は、上記の環境社会配慮策の実施が適切かどうかを判断するため、同国制度に基づきモニタリング計画（RPL）及び環境管理計画（RKL）を策定した。当該計画には、フォローアップの体制（関係省庁との協力体制含め）実施方法、報告内容等が含まれており、中部ジャワ州環境局より2013年8月に承認されている。</p> <p>・プロジェクトサイトの付近にウジュンネゴロ - ロバン沿岸保護海域が指定されているが、本プロジェクトにて保護海域が改変あるいは保護海域内に施設の設置はなされないことを中部ジャワ州環境局、バタン県及び事業実施主体に確認している。なお、本プロジェクトの建設及び実施に際しては上記保護海域への影響を回避あるいは最小化を図る緩和策（海底形状及び深度に応じ濁度上昇が生じないような浚渫方式の採用、温排水の拡散による生態系影響の最小化等）を計画しており、これら緩和策の適切性についてインドネシア共和国環境森林省に確認している。</p> <p>・本プロジェクトでの海域構造物及び建設工事に関しては、同保護海域に該当していない。</p> <p>・なお、上記保護区設定プロセスが不適切としてスマラン行政裁判所へ訴訟が提起されたが、同裁判所はこれを却下し原告は控訴した。その後、2013年6月にスラバヤ行政高等裁判所がスマラン行政裁判所の判決を支持し、これをもって最</p>	<p>・第1部 3. (2)本行による環境社会配慮確認【P.18】</p> <p>・第1部 3. (4)環境社会配慮の適切性を確認するための基準【P.19】</p> <p>・第1部 6.意思決定、融資契約等への反映【P.22】</p> <p>・第2部 1.対象プロジェクトに求められる環境社会配慮(基本的事項)【P.22】</p> <p>・第2部 1.対象プロジェクトに求められる環境社会配慮(対策の検討)【P.23】</p> <p>・第2部 1.対象プロジェクトに求められる環境社会配慮(法令、基準、計画等との整合)【P.24】</p> <p>・第2部 1.対象プロジェクトに求められる環境社会配慮(法令、基準、計画等との整合)【P.26】</p> <p>・第2部 1.対象プロジェクトに求められる環境社会配慮(社会的合意及び社会影響)【P.26】</p>	<p>1) プロジェクト実施前に適切かつ十分な環境社会配慮がなされるか、また、2) プロジェクト実施主体者や相手国政府の準備状況、経験、実施能力、資金の確保状況、外的不安定要因等に照らし、環境社会配慮が融資等の決定後も適切に実行されるかどうかを確認する。</p> <p>相手国及び当該地方の政府等が定めた環境に関する法令や基準等を遵守しているかどうかを確認し、また、環境に関する政策や計画にそったものであるかどうかを確認する。</p> <p>本行は、借入人等が環境社会配慮を確実に実施するために必要と考える場合、融資契約あるいはこれに付随する文書を通じ、以下の内容を確保するよう最大限努力する。借入人は、環境社会配慮に関し、借入人以外のプロジェクト実施主体者及び相手国政府（地方政府を含む）の役割が重要である場合は、これらの者も含めて取り決め等を結ぶよう努力すること。</p> <p>プロジェクトを実施するにあたっては、その計画段階で、プロジェクトがもたらす環境への影響について、できる限り早期から、調査・検討を行い、これを回避・最小化するような代替案や緩和策を検討し、その結果をプロジェクト計画に反映しなければならない。</p> <p>プロジェクトによる望ましくない影響を回避し、最小限に抑え、環境社会配慮上よりよい案を選択するため、複数の代替案が検討されていないなければならない。対策の検討にあたっては、まず、影響の回避を優先的に検討し、これが可能でない場合には影響の最小化・軽減措置を検討することとする。</p> <p>プロジェクトは、プロジェクトの実施地における政府（国政府及び地方政府を含む）が定めている環境社会配慮に関する法令、基準を遵守しなければならない。また、実施地における政府が定めた環境社会配慮の政策、計画等に沿ったものでなければならない。</p> <p>プロジェクトは、原則として、政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域の外で実施されなければならない（ただし、プロジェクトが、当該指定地区の保護の増進や回復を主たる目的とする場合はこの限りではない）。</p>

<p>(4) 空間計画・立地許可</p> <p>(5) 土地収用</p> <p>(6) 海域工事</p> <p>(7) ガバナンス</p>	<p>最終的な判決となり、同知事令が定める沿岸保護海域は法的に有効であることが示された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バタン県知事が承認した本プロジェクトの立地許可は、バタン県空間計画に反するとして、スマラン行政裁判所へ訴訟が提起された。 ・2013年5月の判決では、当該許可は適切であるとして原告の訴えを退けたが、原告は控訴した。その後、2013年10月、スラバヤ行政高等裁判所がスマラン行政裁判所の判決を支持し、これをもって最終的な判決となった。 ・以上より、県知事発出の立地許可の適法性が示されており、本異議申立て述べられているような法令不遵守の指摘はあたらない。 <ul style="list-style-type: none"> ・土地収用法の適用決定にかかる経緯・根拠に関し、本異議申立署名者の一人が訴訟を起こしたが、2016年2月に最高裁判決により原告の請求棄却となり判決が確定している。 ・以上より、本プロジェクトに対する土地収用法適用の適法性が示されており、本異議申立て述べられているような法令不遵守の指摘はあたらない。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体は海域工事の実施によりインドネシア共和国の法令上取得が必要となる許認可についてそれぞれ取得済みである。 <ul style="list-style-type: none"> ・インドネシア共和国は、法令等で環境社会面での基準及び規制枠組みを設けている。また、環境汚染管理にかかる各種国際条約を批准しており、また一部の条約（気候変動枠組条約等）では制度体系や執行体制に関する批准国間のピアレビューもなされていることから、インドネシア共和国において制度的及び能力的に適切な環境社会配慮対策がなされていないという指摘は当たらない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2部 1.対象プロジェクトに求められる環境社会配慮(社会的合意及び社会影響)【P.27】 	<p>また、このような指定地域に重大な影響を及ぼすものであってはならない。</p> <p>プロジェクトは、それが計画されている国、地域において社会的に適切な方法で合意が得られるよう十分な調整が図られていなければならない。</p> <p>特に、環境に与える影響が大きいと考えられるプロジェクトについては、プロジェクト計画の代替案を検討するような早期の段階から、情報が公開された上で、地域住民等のステークホルダーとの十分な協議を経て、その結果がプロジェクト内容に反映されていることが必要である。</p>
<p>B) 不十分な地域住民への説明(情報公開)</p> <p>(1) AMDALの手続、公聴会・説明会、情報公開、意見聴取等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中部ジャワ州環境局は、インドネシア共和国制度¹に基づき、本プロジェクトの環境影響評価報告書のレビューを行う環境影響評価委員会を組成した。同委員会は、当局、被影響住民、専門家、及び現地NGO等で構成された。異議申立書の署名者の一部は、上記委員の委嘱を受けており、招待されているものと考えられる。 ・事業実施主体は、2012年10月に事業計画を公示し、パブリックコメントの手続を実施した。これらの周知は現地主要紙で行われた。事業実施主体はパブリックコメントにて集められた意見を基に、環境影響評価報告書で検討すべきスコープや分析方法等の実施計画となる環境影響評価準備書(KA-ANDAL)のドラフトを作成した。 ・環境影響評価準備書(KA-ANDAL)ドラフトは、2012年10月に公開され、同年11月から12月にかけて、本プロジェクトによる直接的影響或いは間接的影響を受ける可能性のある13村²を対象に、全5会場で公聴会を実施した。同準備書は2013年2月に当局及び環境影響評価委員会に提出された。同年3月に同準備書が承認された。 ・事業実施主体は、環境影響評価準備書の手順に基づき、環境影響評価報告書ドラフトを作成した。同報告書ドラフトは、2013年6月に当局、村役場等にて公開され、パブリックコメントの手続によって意見を聴取した。 ・事業実施主体は、環境影響評価報告書ドラフトにかかる環境影響評価委員会に対する説明を2013年7月に実施した。 ・環境影響評価報告書は、パブリックコメントで集められた意見に対応するよう事業実施主体による修正がなされ、環境影響評価委員会からのレビューを経て、2013年8月21日に中部ジャワ州より許認可が発出された。このように、本プロジェクトに関して、環境影響評価制度(AMDAL)に係る情報公開及び被影響住民の参加は適切に行われた。 ・公聴会はこれまで数十回開催されており、2013年8月のAMDAL承認以降も、村役場での情報揭示、コミュニティ 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1部 5. (1)基本的考え方【P.21】 ・第2部 1.対象プロジェクトに求められる環境社会配慮(社会的合意及び社会影響)【P.26】 ・第2部 1.対象プロジェクトに求められる環境社会配慮(社会的合意及び社会影響)【P.27】 ・第2部 1.対象プロジェクトに求められる環境社会配慮(社会的合意及び社会影響) 	<p>本行は、環境レビュー及びモニタリングにおいて様々な意見・情報を考慮に入れるため、関係機関、ステークホルダーからの情報提供を歓迎する。さらに本行は、必要に応じ、関係機関、ステークホルダーの意見を求めることがある。</p> <p>プロジェクトは、それが計画されている国、地域において社会的に適切な方法で合意が得られるよう十分な調整が図られていなければならない。</p> <p>特に、環境に与える影響が大きいと考えられるプロジェクトについては、プロジェクト計画の代替案を検討するような早期の段階から、情報が公開された上で、地域住民等のステークホルダーとの十分な協議を経て、その結果がプロジェクト内容に反映されていることが必要である。</p> <p>女性、子ども、老人、貧困層、少数民族等社会的な弱者については、一般に様々な環境影響や社会的影響を受けやすい一方で、社会における意思決定プロセスへのアクセスが弱いことに留意し、適切な配慮がなされていないといけない。</p>

¹ 環境管理法(2009年法律第32号)

² 環境影響評価準備書作成時には、直接的或いは間接的影響の対象として可能性のある13村が対象となったが、AMDAL委員を主として影響対象地域の特定作業を進めてきた結果、環境影響評価報告書上で直接的或いは間接的影響があるとされる村は、発電予定地3村及び送電線敷設予定地6村の合計9村。なお、ケドンセゴック村は環境影響評価報告書上で影響対象とされなかったが、上記13村には含まれている。事業実施主体は、本プロジェクトによる海洋構造物による漁業影響(海上交通の支障)の可能性を認識し、生計補償の対象として支援を実施している。

<p>(2) その他</p>	<p>オーラムの開催等を通じ、適切に情報開示がなされていることを確認（2012年1月～2016年12月の間に計約60回開催）している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロバン村を対象とした説明会について、近隣の村である Kenconorejo 村で開催しており、情報も周知されている旨をバタン県庁より確認している。 ・事業実施主体は、ステークホルダーとの関与方針を策定し、いわゆる社会的弱者への対応について、情報提供、合意プロセスにおいて特別の配慮（女性のみを対象とした説明会の開催等）を実施してきていることを事業実施主体に確認している。 ・なお、事業実施主体は、苦情申立システムとして、村役場へ目安箱を設置しており、反対意見を含めあらゆる意見を集める仕組みを確立している。 ・以上のプロセスに関し、中央政府として AMDAL を所管するインドネシア共和国環境森林省に2015年9月にヒアリングを行ったところ、同省より、本プロジェクトに係る AMDAL 手続はいずれも適切・妥当であるとのコメントを確認している。 ・AMDAL 上、漁民に対する影響可能性として、石炭供給埠頭建設による海上交通上の障害があげられているが、AMDAL 必要書類のうち環境管理計画（RKL）及び環境モニタリング計画（RPL）にて、住民との協議を経て影響に対する代償策を実施することとなっている。具体的な内容としては、（1）CSR 活動による漁具の支援、（2）事業資金の小口融資、（3）漁場回復のための漁礁設置の検討が進められている。こうした支援に関しては、ロバン村の漁協を経由して実施されており、同漁協からは「一部の漁民は支援を受けている」とのコメントも聴取している。 ・AMDAL 記載の被影響住民人数が実際と異なるという点については、AMDAL 自体は影響の規模や全体像を把握する目的として作成されるものであり、一方、事業実施主体は被影響住民に対しての支援計画（補償等）を実施する際は、実施直前に再度精査を実施している。 ・これらの数値が異なっても、被影響住民に対する補償受給資格者の選定に対し適格性が損なわれたことにはならず、加えて、本件では、補償受給資格対象者の選定プロセスは、（1）支給対象の再精査を行い、（2）被影響住民との対話を経て、（3）パタン県と協議を行い、（4）パタン県知事令により資格対象及び補償額の決定がなされている点を踏まえ、本件における生計回復策に関しては、妥当性かつ透明性のあるプロセスであることを確認している。 ・一部住民が上記の公聴会等への参加を禁じられたという申立については、参加ができなかったことはないという見解を中部ジャワ州及びパタン県庁から確認している。 ・2015年9月の反対派住民との面談で、自らの意思で出席を拒む方々もいることを確認している。 <p>・異議申立者とともに当初より反対の意を表明していた漁民グループが、2016年11月より事業実施主体との補償・支援に関する協議を始めていることを確認している。</p>	<p>【P.28】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2部 1.対象プロジェクトに求められる環境社会配慮(非自発的住民移転)【P.29】 ・第2部 1.対象プロジェクトに求められる環境社会配慮(非自発的住民移転)【P.31】 	<p>非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、あらゆる方法を検討して回避に努めねばならない。このような検討を経ても回避が可能でない場合には、影響を最小化し、損失を補償するために、対象者との合意の上で実効性ある対策が講じられなければならない。</p> <p>非自発的住民移転及び生計手段の喪失に係る対策の立案、実施、モニタリングには、影響を受ける人々やコミュニティの適切な参加が促進されていなければならない。</p> <p>住民移転計画の作成に当たり、事前に十分な情報が公開された上で、これに基づく影響を受ける人々やコミュニティとの協議が行われていなければならない。協議に際しては、影響を受ける人々が理解できる言語と様式による説明が行われていなければならない。</p>
<p>C) 生計手段の喪失 (1) 土地取得に関するもの</p>	<p>・プロジェクトサイトには現地住民の居住地は一切所在しておらず、農地のみであるので、土地取得にあたり転居を伴う非自発的住民移転は発生しない。以下は、農地に関する生計手段の喪失に対する確認事項である。</p> <p><u>用地売買合意済みの地権者に対する補償</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体は、非自発的住民移転の回避のために、地権者に対する売買交渉時に事業内容、用地取得の進め方を説明し、本買取補償単価が移転費用を含む土地の再取得価格に加え、今後の生計補償を含めたものであることの説明を行う等、自発的な売買を促すための交渉を実施してきたことをバタン県及び事業実施主体に確認している。 ・上記の買取補償単価は、社会経済ベースライン調査の結果を踏まえ、再取得価格、手続諸費用および農業生産利益が加味された金額を地権者に支給していることを事業実施主体に確認している。 ・事業実施主体は、ステークホルダーとの関与方針に基づき、今後の地域住民への説明と合意形成に向けた取り組みにつ 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1部 4. (3)カテゴリー別の環境レビュー【P.20】 ・第2部 1.対象プロジェクトに求められる環境社会配慮(対策の検討)【P.23】 ・第2部 1.対象プロジェクトに求められる 	<p>大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクトの場合にあっては住民移転計画が提出されなければならない。</p> <p>プロジェクトによる望ましくない影響を回避し、最小限に抑え、環境社会配慮上よりよい案を選択するため、複数の代替案が検討されていなければならない。対策の検討にあたっては、まず、影響の回避を優先的に検討し、これが可能でない場合には影響の最小化・軽減措置を検討することとする。代償措置は、回避措置や最小化・軽減措置をとってもなお影響が避けられない場合に限り検討が行われるものとする。</p>

<p>(2) 整地作業に関するもの</p> <p>(3) 生計手段の回復に関するもの [農業関連]</p>	<p>いて、建設中、試運転中、操業中における住民への公開文書（モニタリング報告書、CSR 活動計画、雇用情報等）やこれらの結果をもとにした住民協議を計画していることを事業実施主体に確認している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体は、本プロジェクトに対する苦情処理メカニズムとして、苦情処理実務手順書を作成し、苦情処理の手続、対応、記録等を行っている。受領した苦情につき、受領日、苦情者情報、タイプ（苦情/提案）、所管部署、重要度/緊急度、解決状況、フォローアップ計画、解決日を記録していることを事業実施主体に確認している。 <p><u>インドネシア国内法に基づく土地収用</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 本プロジェクトは、転居をともなう物理的移転は発生せず、農地利用等の私有地の買収・補償といった経済的移転の対象となるが、2015年6月までで61名の地権者(当該所有者で計約0.13 km²を所有)とは合意を得ることができなかった。 こうした未売却地について、中部ジャワ州は、本プロジェクトの公益性に鑑み、2015年6月に未売却地に対する Law No.2/2012 の適用を決定した。同法適用以降は、同法が定める当該手続規定に基づき、事業実施主体による、未売却地の地権者に対する自発的な土地売買交渉は認められず、国家としての土地収用手続が進められる。 2015年7月以降は、Law No.2/2012 の手続に従い、同州及び国家土地局は、公聴会の開催、第三者による土地評価プロセス、収用価格の決定、土地収用対象者に対する収用価格の説明（2015年9月6日までに3回実施）及び異議申立期間設定（2015年9月6日から同月25日まで）の対応を行ったが、その間に土地収用対象者からは異議申立は生じなかったことを国家土地局に確認している。 国家土地局は、一連の手続を終えた2015年11月27日に、未売却地の所有権がそれまでの所有者から国家土地局へ移転したことの通知を行い、翌12月8日に、収用土地の所有権をインドネシア電力公社（PLN）に移転する手続を行ったことを PLN に確認している。 <p>・ 整地作業における国軍の関与に関しては、同国軍法上で非軍事役務に関する地方政府の支援としており、本プロジェクトへの整地作業従事に関しては2015年2月に中部ジャワ州、バタン県及び事業実施主体の会合プロセスにて整地作業従事者として決定した経緯を確認している。</p> <p>・ また、本件への整地作業は、あくまで重機を用いた整地であり、銃器の携帯はしておらず、あくまで土木作業であることを確認している。以上の点に鑑み、現地法制度に対する違反事項はないことを確認している。</p> <p>・ なお、事業実施主体はサイト境界にフェンスを設置し土地の占有を開始した後も、前地権者への土地利用についてはフェンスに出入り口を数か所設け、限定的に立ち入りを容認（刈取り等の作業を限定的に許可）してきた。また、事業実施主体は、前地権者及び小作農等が収穫予定であった農生産物の刈取り代行を行い、農生産物仕掛品は2016年6月までに全て前地権者（申立人の一部を含む）に渡してきたことを確認している。このように事業実施主体は、前地権者の土地明け渡しまで十分に時間的な考慮を講じており、また、かかる影響を可能な限り回避するよう配慮がなされている。</p> <p>・ 事業実施主体は、未取得地への個別引水路の引き込みについて、土地所有者と現場で対話を行いつつ、土地所有者の要望に対し、必要に応じて開削機による水路の確保を行ってきたこと、また、水路の深さや水路法面に残存する開削機痕跡等の状況から、手掘りではなく開削機による引水路造成箇所と判断できる箇所を数か所確認している。</p> <p>・ こうした土地所有者との対話について、事業実施主体は記録を残しており、異議申立者の一人が個別引水路の引き込みを整地作業者に直接依頼し、そして作業を受け、同氏のリクエスト対応が完了したとの記録内容を確認している。</p> <p>・ 事業実施主体は、研究機関と協力し、被影響対象の生計状況等ベースライン調査（センサス調査及び標本式の戸別調査）を実施した。調査結果を踏まえ生計回復計画を作成し、被影響住民に対する各種補償を実施している。またこれらの評価及び必要に応じて是正措置を講じるモニタリングを実施するとしている。</p>	<p>環境社会配慮(社会的合意及び社会影響) 【P.28】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第2部 1.対象プロジェクトに求められる環境社会配慮(非自発的住民移転) 【P.29】 第2部 1.対象プロジェクトに求められる環境社会配慮(非自発的住民移転) 【P.30】 第2部 1.対象プロジェクトに求められる環境社会配慮(非自発的住民移転) 【P.30】 第2部 1.対象プロジェクトに求められる環境社会配慮(非自発的住民移転) 【P.32】 	<p>女性、子ども、老人、貧困層、少数民族等社会的な弱者については、一般に様々な環境影響や社会的影響を受けやすい一方で、社会における意思決定プロセスへのアクセスが弱いことに留意し、適切な配慮がなされていなければならない。</p> <p>非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、あらゆる方法を検討して回避に努めねばならない。このような検討を経ても回避が可能でない場合には、影響を最小化し、損失を補償するために、対象者との合意の上で実効性ある対策が講じられなければならない。</p> <p>非自発的住民移転及び生計手段の喪失の影響を受ける者に対しては、プロジェクト実施主体者等により、十分な補償及び支援が適切な時期に与えられなければならない。補償は、可能な限り再取得価格に基づき事前に行われなければならない。</p> <p>プロジェクト実施主体者等は、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善または少なくとも回復できるように努めなければならない。これには、土地や金銭による（土地や資産の損失に対する）損失補償、持続可能な代替生計手段等の支援、移転に要する費用等の支援、移転先でのコミュニティ再建のための支援等が含まれる。</p> <p>大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクトの場合には、住民移転計画が、作成、公開されていなければならない。</p>
---	---	--	---

<p>[漁業関連]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生計回復計画の骨子として、(イ) 金銭補償、(ロ) 代替農地の提供及び(ハ) 就業支援を掲げ、各実施計画委細については同州及び同県等の関係機関ならびに被影響住民に事前に説明済みであり、当該ステークホルダーの同意を得つつ生計回復策を実施している。 ・ (イ) 金銭補償は、被影響住民の内、パタン県知事令にて補償対象となった小作農等に対し実施され、受領対象者が次の生計手段を獲得するまでの間について実施される短期的な現金支給のプログラムである。 ・ (ロ) 代替農地の提供は、生計に影響を受ける小作農等に提供する計画であり、土地所有権は無償で付与される。割り当て面積は、小作農等に対する事前の収入状況調査及び以前支払っていた小作料等の平均費用負担に鑑み、代替農地利用前を上回る実質収入が確保できる水準として決定している。 ・ (ハ) 就業支援として、事業実施主体は、被影響住民を対象に小口融資プログラムの提供及び被影響住民の事業自立を目的としたトレーニングプログラムを提供している。支援プログラムの実施に際しては、発電所予定地の3村(ウジュンネゴロ村、カラングネン村及びポノワレン村)にて小口融資協同組合を現地住民と共に設立し、同組合で働く現地住民に対する財務・会計に関する教育を実施している。 ・ 事業自立を目的としたトレーニングプログラムでは、これまで事業を営んできた経験のない住民に対しても、希望する事業に応じた技術的知見にかかる支援に加え、販売・回収の仕組み、経理に関する教育プログラムを用意している。これらの支援により、女性の自立或いは貧困層の就業を促進する計画である。 ・ IFC パフォーマンススタンダードでは、事業実施主体は「収入獲得能力、生産レベルや生活水準を改善するか、少なくとも回復するための手段も提供する」としており、また「生計回復計画の実施をモニタリングし、評価する手順を定め、必要に応じて是正措置を講じる」としている。事業実施主体が実施している生計回復策及びモニタリングに関しては、IFC パフォーマンススタンダードの要求事項に沿ったものである。 ・ 就業支援に関しては女性の参加も多く、実際にパティック縫製プログラム等のビジネスが実施されており、JBIC として実際の現場を視察した。ビジネスに参加している女性から、家事等を終えた後の空き時間に収入を得る機会に恵まれたとのコメントを確認している。また、事業責任者は女性であり、また従業する住民も女性が多い現場であった。このように、IFC パフォーマンススタンダードに掲げられている女性等の社会的弱者へのプログラム参加について、事業実施主体が一定の配慮を行っていることを確認した。 ・ 2013年8月に承認されたAMDALでは、プロジェクトサイト一帯で漁業に携わる住民数は、郡(複数の村を統括する行政単位)の2012年及び2013年の記録より1,413人であり、そのうちプロジェクトサイトに近接するウジュンネゴロ村、カラングネン村、ポノワレン村、そしてロバン村で約950人が漁民であるとしている。 ・ ロバン村漁民及びウジュンネゴロ村の漁民は船舶による漁業を行っており、基本的に数キロ沖の漁場で漁業を行っている。2015年9月及び2016年3月に周囲の漁村(プロジェクトに最も近いウジュンネゴロ村の漁港を視察した。本プロジェクトサイトの西側はウジュンネゴロ村に位置)を視察し漁民へのインタビューを実施したところ、棧橋が建設された場合でも、漁場へのアクセス阻害にはならないのではとのコメントを確認している。 ・ 当該漁民は、事業実施主体より漁具の支援や船舶機器メンテナンス設備(溶接機械、小型発電機、倉庫等)の支援を受けている。また、事業実施主体の支援を受けて漁業者自らが漁礁の設置を進めていることも確認している。 ・ 事業実施主体とは定期的なコミュニケーションを通じ、今後行われる建設工事(インタビュー時点)や操業、海域構造物等の影響も理解していた。 ・ 事業実施主体からは、様々なトレーニングプログラム(経理トレーニング: 収入支出の管理にかかる考え方、休漁期の副業トレーニング及び収入支援: 木工家具を製造するための技術向上及び事業実施主体による商品販売先の斡旋等)がなされており、生計状況が向上したとのコメントを確認している。 		
---------------	--	--	--

<p>[その他]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申立書に書かれているロバン村向けにも海域工事の事前説明がなされており、また、海域工事の作業員としてロバン村の漁民を雇用している事を事業実施主体より確認している。 ・ 2016年6月、ロバン村の漁民は、海底地質調査実施付近に船舶で押し寄せ、建設作業への雇用を求めてきたところ、事業実施主体はこれら雇用要望に対応する形で数名を建設作業に従事させていることを事業実施主体より確認している。 ・ 海域工事にかかる許認可についてはすべて取得済みである。また、船舶衝突或いは漁網等の損壊等の事故防止のために適切な措置として建設現場の周囲について一定距離を管理海域とし、周囲航行の船舶航行に事故防止のための安全航行を呼びかけている。 ・ 以上の対応により漁具や船舶に影響を与えることを最大限回避しているが、仮に事故が生じ本プロジェクトの因果関係があると認められる場合は、事業実施主体はインドネシア共和国法令に従い補償を実施することになる。当審査役が現地実査中に NGO 経由で指摘を受けた、事業実施主体が工事を委託する業者による漁民の漁船・漁網に対する損害についても、このような考え方に沿って事業実施主体が対応することを確認している。 ・ 事業実施主体は、操業中の石炭輸送船舶の安全航行につとめ、周辺の漁民に対し適時情報共有を行う計画としている。 ・ 事業実施主体は、現地雇用を最大化するため、メンテナンス要員と言った技術職に関しても、現地で意欲のある人物については、教育を施し雇用する方針を確認している。2017年3月末現在で、労働力の約40%はバタン県出身者により賄われていることを確認している。 		
<p>D) 現地住民への人権侵害(軍・警察等の威圧行為など) (1) 申立内容に対する警察・検察等や事業実施主体への確認結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申立で述べられている誤認逮捕と主張する部分については、2015年9月に現地警察及び検察と面談し、異議申立書面で書かれているような事実関係について確認したところ、警察及び検察より、正当な理由に基づき逮捕、拘留したとのコメントを確認している。 ・ 事業実施主体は本プロジェクトサイト近隣にある聖なる墓の門扉、手洗場、トイレ及びアクセス道路の補修をCSR(社会貢献活動)事業の一環として実施し、また、コミュニティとの対話を継続的に実施していることを事業実施主体より確認している。 ・ 2015年9月の警察・検察との面談において、警察は、公聴会開催等の警備活動に従事してきたが、これまで司法判断に委ねて活動してきており、適切に行動できていると認識しているとのコメントを確認している。 ・ また、これら警察の帯同は警備活動のみならず、多数の住民が公聴会会場に移動するための交通誘導・交通安全の目的であったことも事業実施主体に確認している。 ・ これらの関与が、一部住民より脅威と捉えられる点について、事業実施主体は、IFC パフォーマンススタンダードの保安要員要件で掲げられている「影響を受ける地域社会が安全対策や保安人員の行動に対する懸念を表明できる苦情処理システムを提供しなければならない」点に関し、苦情処理受付システムを適切に構築・実施していることを確認しており、これまで同手続により軍や警察の関与についての苦情は受け取っていないことを確認している。 ・ 2015年9月に実施した住民へのインタビューでは、軍や警察の帯同は、セキュリティ上の観点から必要であったとのコメントを確認している。 ・ 2015年9月の住民代表者(村長)及び住民との面談では、これまで、強制的な土地売買交渉はなく、警察や軍の帯同はあったものの、セキュリティ上の必要性から帯同がなされたものと理解しており、脅迫等の事実はないとのコメントを確認している。 ・ なお、本件に係る警察や軍の帯同は、2013年1月に経済調整大臣令にて本件の政府対策チームが発足し、本件の安全かつスムーズな用地取得を進める為に、司法庁 / 国家警察 / 州警察 / 州軍が関与するよう取り決められてきた経緯のもと実施されてきたことを確認している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1部 3. (2)本行による環境社会配慮確認【P.18】 ・ 第1部 3. (4)環境社会配慮の適切性を確認するための基準【P.19】 ・ 第1部 6.意思決定、融資契約等への反映【P.22】 ・ 第2部 1.対象プロジェクトに求められる環境社会配慮(検討する影響の範囲)【P.23】 ・ 第2部 1.対象プロジェクトに求められる環境社会配慮(法令、基準、計画等との整合)【P.24】 ・ 第2部 1.対象プロジェクトに求められる 	<p>1) プロジェクト実施前に適切かつ十分な環境社会配慮がなされるか、また、2) プロジェクト実施主体者や相手国政府の準備状況、経験、実施能力、資金の確保状況、外的不安定要因等に照らし、環境社会配慮が融資等の決定後も適切に実行されるかどうかを確認する。</p> <p>相手国及び当該地方の政府等が定めた環境に関する法令や基準等を遵守しているかどうかを確認し、また、環境に関する政策や計画にそったものであるかどうかを確認する。</p> <p>本行は、借入人等が環境社会配慮を確実に実施するために必要と考える場合、融資契約あるいはこれに付随する文書を通じ、以下の内容を確保するよう最大限努力する。借入人は、環境社会配慮に関し、借入人以外のプロジェクト実施主体者及び相手国政府(地方政府を含む)の役割が重要である場合は、これらの者も含めて取り決め等を結ぶよう努力すること。</p> <p>調査・検討すべき環境への影響には、人間の健康と安全への影響が含まれる。</p> <p>(環境チェックリストからの転記)プロジェクトに関係する警備要員が、プロジェクト関係者・地域住民の安全を侵害することのないよう、適切な措置が講じられるか。</p> <p>プロジェクトは、プロジェクトの実施地における政府(国政府及び地方政府を含む)が定めている環境社会配慮に関する</p>

<p>(2) 国家人権委員会の書簡</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申立人は、デモ活動の際に警備員(project security)、軍人および警察官に暴行され負傷したこと、暴漢(thugs)に脅迫されたなどの人権侵害に関する主張を行っている(国家人権委員会委員による人権侵害に関する指摘もなされている)。これに対して当審査役は、JBIC 環境ガイドライン担当審査役事務局を通じて、申立人代理人 NGO に対して現地実査前に、暴行・脅迫に係る主体・日時・場所・方法に関する質問事項を予め伝えたものの、現地実査の際の個別ヒアリングにおいてかかる詳細情報を確認することはできなかった。他方、当審査役は、事業実施主体に対する個別ヒアリングにおいて、事業実施主体の雇用する警備員が反対派住民に暴行をしたという事実はない旨の確認を得ている。また、脅迫状とされる書面については差出人や日時が不明であり事業実施主体によるものであるとは認められないと考えられる。さらに、デモ活動の際に現地の軍人や警察官による暴行(申立人が提出した証拠資料によると村民2名の負傷・入院(2014年5月)に関する写真が添付されている)がなされたかどうかについては、相手国の主権を尊重する見地から(ガイドライン第1部1.第2段落参照)政府機関の行為の適法性や妥当性について審査役として介入して判断することは控えるべきであるとする。 ・ 当審査役による現地実査の際に東口バン村で軍のものと思われるヘリコプター2機による低空飛行の巡回があったとの NGO の指摘については、当審査役は、事業実施主体が軍に要請したものではないことを確認している。 ・ 2013年8月1日付の国家人権委員会の書簡に対して、中部ジャワ州知事及びインドネシア共和国電力公社(PLN)は、同3日に国家人権委員会(Komnas HAM)と会合を開催し、状況の説明を行うとともに、警察や軍の帯同は、住民を適切に保護すること及び事業実施主体の警備目的であり(2012年9月の日系企業社員拘束事件もあり警備を強化)、法令に則った行動を警官・軍が取るのは当然と説明しており、この点に関して同委員会からの反論はなかった旨を確認している。 ・ 国家人権委員会の一部の委員は、NGO 及び現地反対派住民からの苦情をもとに、PLN 及び事業実施主体宛に2016年5月11日付で書簡を発送した。当該書簡記載内容に関し、2016年2月の最高裁による最終判決が発出済みである訴訟が係属中とする趣旨の記載を始め、正確性・適切性に疑問がある内容であることをインドネシア共和国政府、関係機関、PLN 及び事業実施主体との協議によりインドネシア共和国側関係者間で確認済みである。 ・ 国家人権委員会も、同国政府との協議において、被影響住民にかかる国家人権委員会の懸念に対応する措置が今後順次進められていくことを以て、本プロジェクトの実施を支持するとの結論に至っている(2016年3月)ことを確認している。 	<p>環境社会配慮(社会的合意及び社会影響)【P.26】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2部 1.対象プロジェクトに求められる環境社会配慮(社会的合意及び社会影響)【P.27】 ・ 第2部 1.対象プロジェクトに求められる環境社会配慮(非自発的住民移転)【P.29】 ・ 第2部 1.対象プロジェクトに求められる環境社会配慮(非自発的住民移転)【P.31】 	<p>法令、基準を遵守しなければならない。また、実施地における政府が定めた環境社会配慮の政策、計画等に沿ったものでなければならない。</p> <p>プロジェクトは、それが計画されている国、地域において社会的に適切な方法で合意が得られるよう十分な調整が図られていなければならない。</p> <p>特に、環境に与える影響が大きいと考えられるプロジェクトについては、プロジェクト計画の代替案を検討するような早期の段階から、情報が公開された上で、地域住民等のステークホルダーとの十分な協議を経て、その結果がプロジェクト内容に反映されていることが必要である。</p> <p>非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、あらゆる方法を検討して回避に努めなければならない。このような検討を経て回避が可能でない場合には、影響を最小化し、損失を補償するために、対象者との合意の上で実効性ある対策が講じられなければならない。</p> <p>非自発的住民移転及び生計手段の喪失に係る対策の立案、実施、モニタリングには、影響を受ける人々やコミュニティの適切な参加が促進されていなければならない。</p> <p>住民移転計画の作成に当たり、事前に十分な情報が公開された上で、これに基づく影響を受ける人々やコミュニティとの協議が行われていなければならない。協議に際しては、影響を受ける人々が理解できる言語と様式による説明が行われていなければならない。</p>
<p>E) 発電所による将来的な環境影響</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大気・水に対する影響については、適切な管理設備の導入により現地基準及び国際基準を満たす計画としている。 ・ AMDAL に記載されているデータ類は全てインドネシア共和国法令に基づき策定されたものであり、粒子状物質(PM)に関してはPM10やPM2.5よりカバレッジの大きいTSP(Total Suspended Particles:全浮遊粒子状物質)の予測がなされている。なお、事業実施主体は、AMDAL とは別にPM10及びPM2.5にかかる予測を個別に実施しており、世界保健機関(WHO)が定める基準をそれぞれ下回る結果が確認されている。 ・ 水銀に関しては、基本的に検出限界以下(排出ガス或いは排水分析時に同定検出がされない程度)であるが、事業実施主体は、いずれの汚染対象物質にかかる排出濃度についても法令を遵守するとしている。 ・ 本プロジェクトは、2,000MWの発電所であり、発生蒸気量(熱量)も相当であるため小型火力(150MW以下程度)にみられるような空冷式では復水が不十分となるため採用できない。 ・ 冷却システムに利用する海水(313,000 m³/時)を取水する際には、水生生物(プランクトン、魚類の卵及び幼虫、マイクロ底生生物等)の吸い込みを回避・軽減するため、取水管を沖合1.2 km・水深6.5mの地点に埋設し、低速(43.4 m³/s)で水平に取水する。 ・ 冷却システムを経て発生する温排水については、周囲生態系への影響(プランクトン、遊泳生物、底生プランクトン、 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1部 3. (2)本行による環境社会配慮確認【P.18】 ・ 第1部 3. (4)環境社会配慮の適切性を確認するための基準【P.19】 ・ 第1部 4. (3)カテゴリー別の環境レビュー【P.20】 ・ 第2部 1.対象プロジェクトに求められる環境社会配慮(対 	<p>1)プロジェクト実施前に適切かつ十分な環境社会配慮がなされるか、また、2)プロジェクト実施主体や相手国政府の準備状況、経験、実施能力、資金の確保状況、外的不安定要因等に照らし、環境社会配慮が融資等の決定後も適切に実行されうるかどうかを確認する。</p> <p>相手国及び当該地方の政府等が定めた環境に関する法令や基準等を遵守しているかどうかを確認し、また、環境に関する政策や計画にそったものであるかどうかを確認する。</p> <p>大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクトの場合にあっては住民移転計画が提出されなければならない。</p> <p>プロジェクトによる望ましくない影響を回避し、最小限に抑え、環境社会配慮上よりよい案を選択するため、複数の代替案が検討されていなければならない。対策の検討にあたって</p>

	<p>底生生物，珊瑚礁及びこれらの水生生物に必要となる放精・産卵環境への影響）を最小化するため、マルチポート拡散ノズルシステム（Multiport diffuser nozzle system）を採用し、周辺海水との急速混合を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境モニタリングデータは、バタン県環境局に問い合わせの上入手が可能である。 	<p>策の検討）【P.23】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第2部 1.対象プロジェクトに求められる環境社会配慮（法令、基準、計画等との整合）【P.24】 第2部 1.対象プロジェクトに求められる環境社会配慮（法令、基準、計画等との整合）【P.26】 第2部 1.対象プロジェクトに求められる環境社会配慮（社会的合意及び社会影響）【P.27】 第2部 1.対象プロジェクトに求められる環境社会配慮（社会的合意及び社会影響）【P.28】 第2部 1.対象プロジェクトに求められる環境社会配慮（非自発的住民移転）【P.30】 第2部 1.対象プロジェクトに求められる環境社会配慮（非自発的住民移転）【P.30】 第2部 1.対象プロジェクトに求められる環境社会配慮（非自発的住民移転）【P.32】 	<p>は、まず、影響の回避を優先的に検討し、これが可能でない場合には影響の最小化・軽減措置を検討することとする。</p> <p>プロジェクトは、プロジェクトの実施地における政府（国政府及び地方政府を含む）が定めている環境社会配慮に関する法令、基準を遵守しなければならない。また、実施地における政府が定めた環境社会配慮の政策、計画等に沿ったものでなければならない。</p> <p>プロジェクトは、原則として、政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域の外で実施されねばならない（ただし、プロジェクトが、当該指定地区の保護の増進や回復を主たる目的とする場合はこの限りではない）。また、このような指定地域に重大な影響を及ぼすものであってはならない。</p> <p>特に、環境に与える影響が大きいと考えられるプロジェクトについては、プロジェクト計画の代替案を検討するような早期の段階から、情報が公開された上で、地域住民等のステークホルダーとの十分な協議を経て、その結果がプロジェクト内容に反映されていることが必要である。</p> <p>女性、子ども、老人、貧困層、少数民族等社会的な弱者については、一般に様々な環境影響や社会的影響を受けやすい一方で、社会における意思決定プロセスへのアクセスが弱いことに留意し、適切な配慮がなされていなければならない。</p> <p>非自発的住民移転及び生計手段の喪失の影響を受ける者に対しては、プロジェクト実施主体者等により、十分な補償及び支援が適切な時期に与えられなければならない。補償は、可能な限り再取得価格に基づき事前に行われなければならない。</p> <p>プロジェクト実施主体者等は、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善または少なくとも回復できるように努めなければならない。これには、土地や金銭による（土地や資産の損失に対する）損失補償、持続可能な代替生計手段等の支援、移転に要する費用等の支援、移転先でのコミュニティ再建のための支援等が含まれる。</p> <p>大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクトの場合には、住民移転計画が、作成、公開されていなければならない。</p>
--	--	---	---